

医療費・医療手当の請求期限の延長について

1. 改正趣旨

健康被害救済制度（医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度）における医療費及び医療手当の請求については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成16年政令第83号）において2年の請求期限が定められているところ、今般、薬事法の一部を改正する法律案に対する参議院厚生労働委員会の附帯決議（平成18年4月18日）で「健康被害救済の充実を図る」とされていること等を踏まえ、当該請求期限が5年に延長された。

2. 従前の請求期限

- ・ 医療費については、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から2年以内
- ・ 医療手当については、請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から2年以内

3. 請求期限を5年とすることについて

健康被害救済制度における医療費及び医療手当の給付は、医療サービスの利用状況（医療費、入院日数等）を踏まえて行われるため、当該給付の請求期限を医師法（昭和23年法律第201号）における診療録（カルテ）の保存義務期間と同じ5年まで延長することとされた。

4. 改正期日等

4月25日（金）公布
5月 1日（木）施行

（なお、改正後の規定は、施行日以後に行われる費用の支払い又は医療について適用される。）

（参考）

薬事法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年4月18日参議院厚生労働委員会）（抜粋）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 5、一般用医薬品の安全性確保については、過去の薬害や副作用による健康被害の発生の教訓を生かす観点から、一般用医薬品によるものと疑われる副作用情報の収集に努めるとともに、収集した情報を速やかに公表するシステム等透明性の向上を図ること。また、医薬品等に係る苦情処理・相談、健康被害救済の充実向上を図るとともに、必要な場合には、適切な受診勧奨など医師等との連携に努めるほか、苦情処理等のための窓口の整備を進めること。